

**令和3年度
第1回豊山町社会教育審議会**

日時 令和3年10月5日（火）午前10時

場所 豊山町役場 会議室3、4

豊山町教育委員会事務局 生涯学習課

次 第

1 あいさつ

2 議題

(1) 生涯学習推進審議会と社会教育審議会の統合について②

(2) 郷土資料室の再生事業について③

(3) 令和4年度の総合型地域スポーツ・文化クラブの企画・運営について

(4) 社会教育センター所管施設の運用の見直しについて

(5) 令和4年度以降の成人式の名称について

3 報告

(1) 社会教育センターの長寿命化計画に基づく改修事業について(令和3年度)②

(2) 令和3年度社会教育委員研修会について

4 その他

目次

【議題（１）】生涯学習推進審議会と社会教育審議会の統合について②	1
【議題（２）】郷土資料室の再生事業について③	3
【議題（３）】令和４年度の総合型地域スポーツ・文化クラブの企画・運営について	7
【議題（４）】社会教育センター所管施設の運用の見直しについて	9
【議題（５）】令和４年度以降の成人式の名称について	9
【報告（１）】社会教育センターの長寿命化計画に基づく改修事業について（令和３年度）②	12
【報告（２）】令和３年度社会教育委員研修会について	13
【その他（１）】生涯学習課の啓発活動について	14
豊山町社会教育委員名簿（令和３年度）	16
社会教育法（抜粋）	17
豊山町社会教育委員設置条例	17
豊山町社会教育審議会規則	18
豊山町総合型地域スポーツ・文化クラブ規約	19
【参考】豊山町生涯学習推進審議会条例	20

【議題（１）】生涯学習推進審議会と社会教育審議会の統合について②

1 趣旨

現在、教育委員会事務局生涯学習課は、生涯学習のまちづくり基本構想・基本計画に基づいた生涯学習の推進に係る施策を審議する「生涯学習推進審議会」と成人教育、青少年教育などに関することを審議する「社会教育審議会」を所管している。

しかし、この2つの審議会の根本的な役割は生涯学習・社会教育の推進であり、審議会での審議内容も重複する部分があり、組織が二重構造となっている。

また、第6次行政改革大綱にも、審議会の形態・運用方法の見直しを位置付けている。

このことから、社会教育のあり方や生涯学習施策を総合的に審議し推進するために、この2つの審議会の統合を検討するものである。

2 今回のテーマ

昨年度、第1回生涯学習推進審議会（令和2年8月26日開催）及び第1回社会教育審議会（令和2年8月31日開催）において、両審議会が組織の二重構造になっていることに対し、統合も見据えた課題を提案した。今回、その課題に対する方針案等について検討する。

3 生涯学習推進審議会と社会教育審議会の比較及び愛日地区の設置状況

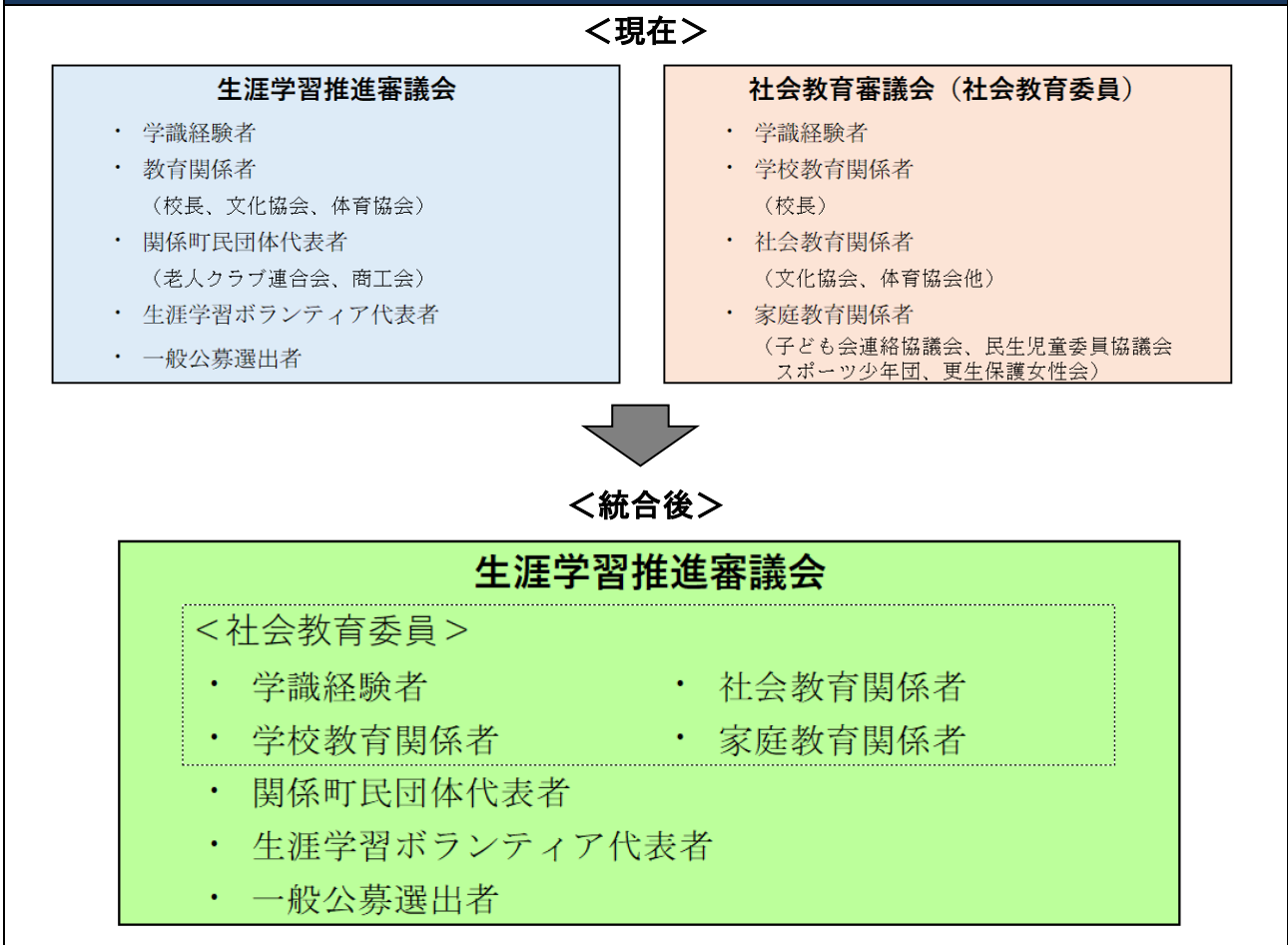
項目	生涯学習推進審議会	社会教育審議会
根拠法令	豊山町生涯学習推進審議会条例	社会教育法 豊山町社会教育委員設置条例 豊山町社会教育審議会規則 (前身：豊山町社会教育委員会議規則)
設置年月	平成16年3月	平成16年4月(前身：昭和57年4月)
所掌内容	生涯学習のまちづくり基本構想・基本計画に基づいた生涯学習の推進に係る施策を審議	成人教育、青少年教育などに関することを審議
定数(実人数)	12人以内(9人)	15人以内(10人)

自治体名	生涯学習審議会	社会教育審議会	備考
豊山町	生涯学習推進審議会(9人)	社会教育審議会(10人)	
瀬戸市	—	社会教育委員会(10人)	
春日井市	生涯学習審議会(15人)	—	社会教育委員により審議会を構成
小牧市	生涯学習審議会(12人)	—	社会教育委員により審議会を構成
尾張旭市	—	社会教育委員会(10人)	
豊明市	—	社会教育委員会(9人)	
日進市	—	社会教育委員会(11人)	
清須市	—	社会教育委員会(20人)	
北名古屋	—	社会教育委員会	
長久手市	—	社会教育委員会(9人)	
東郷町	—	社会教育委員会(20人)	

4 統合に向けた課題に対する方針案

課題	今回の方針案
統合後の審議会 の名称等	広義において生涯学習は、社会教育・家庭教育・学校教育を包含し、防災・社会福祉・環境などと一緒に豊山町が推進していくため現行の「生涯学習推進審議会」とし、町長の諮問機関とする。
統合後の審議会 の委員構成	<p>社会教育委員は社会教育に関する諸計画を立案することなど社会教育に関し教育委員会に助言する役割があることから継続して設置し、生涯学習推進審議会委員を兼ねる。</p> <p>また、町民の生涯学習活動に関する実態や意向を把握するため、関係町民団体代表者、生涯学習ボランティアの代表者と一般公募者を生涯学習推進審議会委員として構成する。</p>
統合の時期	両審議会とも委員の任期が令和2年4月1日から令和4年3月31日までとなっているため、 令和4年4月1日 とする。

5 統合後の委員構成案



【議題（２）】郷土資料室の再生事業について③

1 リニューアルの趣旨

令和２年度に郷土資料室の現状の資料、展示状態の調査・研究を行い、展示リニューアル基本構想・基本計画を作成し、施設・設備改修に向けた条件整理を行った。

町制施行５０周年を契機に、豊山町の歴史、民俗などにおけるこれまでの資料を活かしながら、新たに発見した町の歴史や特徴を活かした展示内容にリニューアルを目指す。

2 方針（案）

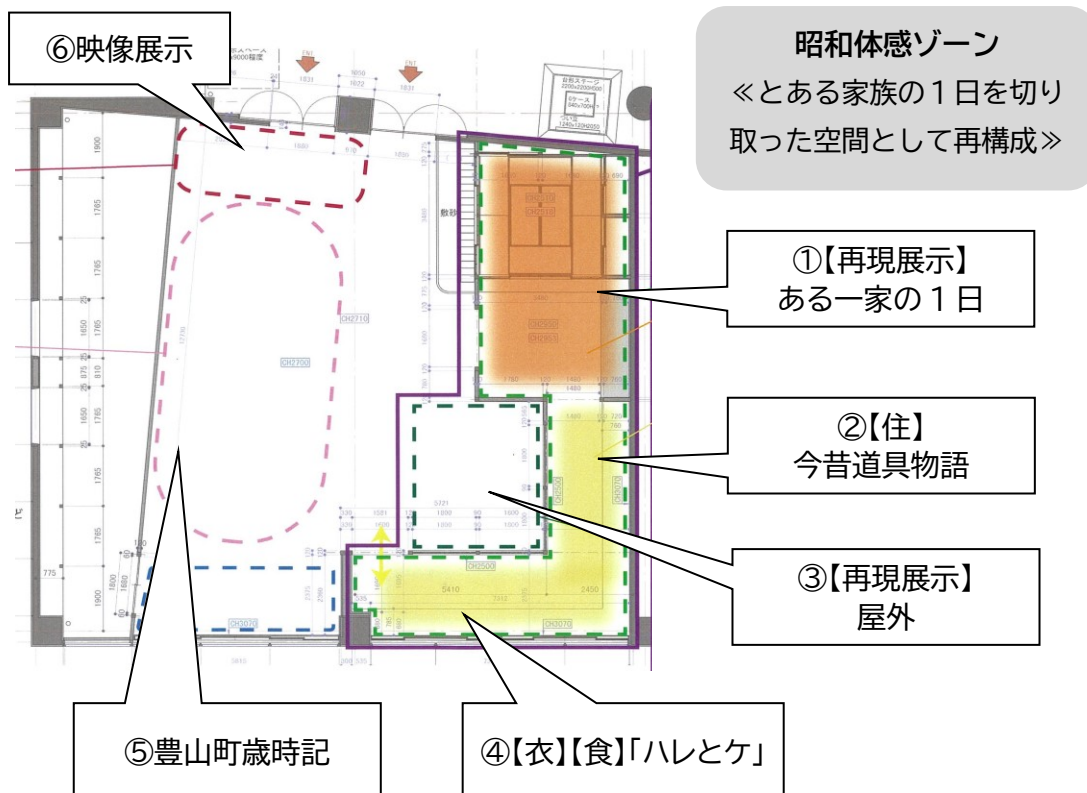
1 コンセプト

- ・現在の資料室の路線を引き継ぎながら、雑然としたコーナーや展示物を再編し、見やすくわかりやすい展示にまとめる。
- ・子ども達には社会科の勉強ができる学習の場となるようにする。高齢者には郷土資料をもとに回想法を展開する。
- ・設備の老朽化や安全対策、資料保存、展示の更新について補修や管理体制を刷新する。

➔ テーマ 「体感。昭和レトロ」

2 リニューアル内容

- ▶ポイント：
- ・使っていた人の感情を描写するような情報を追加し、昭和の町屋で生活している情景をよりイメージさせる展示空間とします。
 - ・見て、触れて学ぶことができる、「体感」を重視した展示



■ 情景展示の工夫

「人」の切り出しパネルを置くことで、当時の暮らしやモノの説明などを来館者に話しかけます。

(右:イメージ画像)



■① ある一家の1日

家族が生活している情景を描きます。日々の生活の中で感じていたことや、現在は失われたモノを表現した展示空間とします。

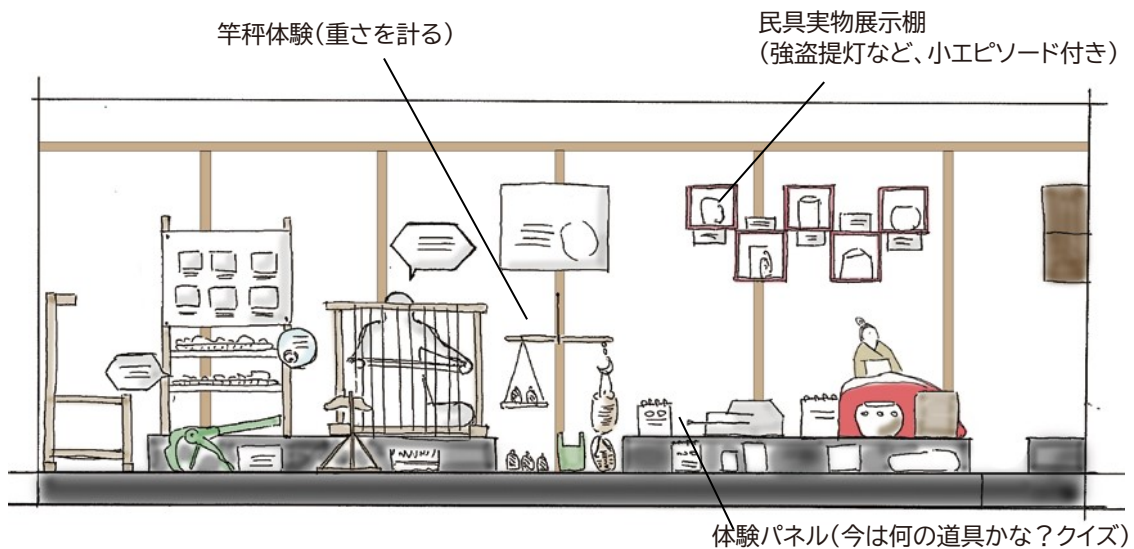


人型パネル(祖父:竹細工)

人型パネル(祖母:中腰で家事)

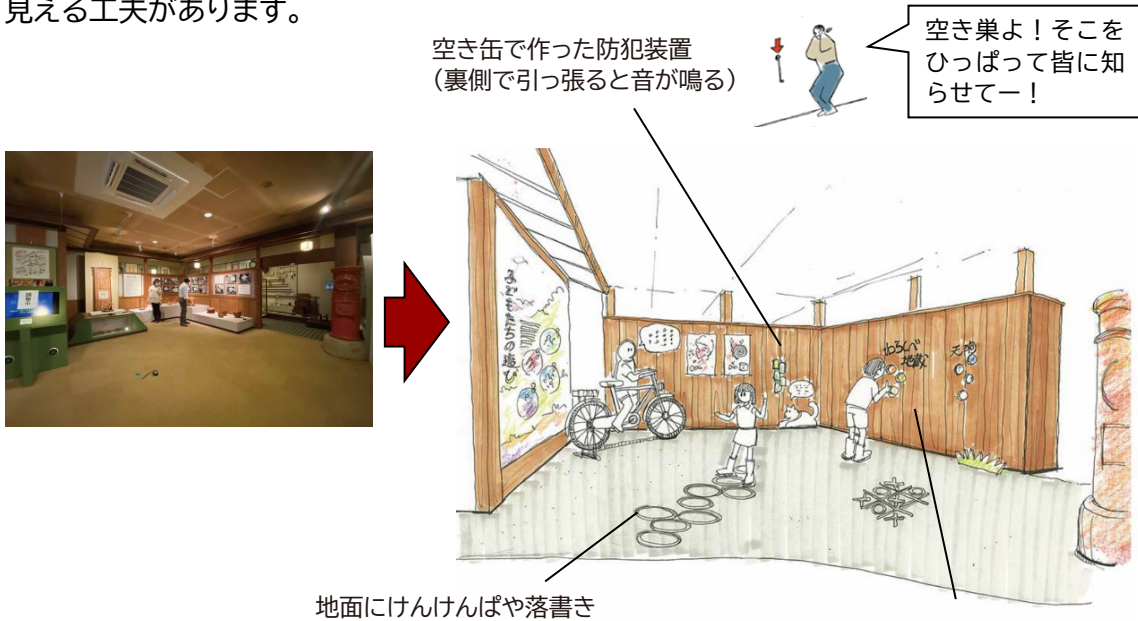
■② 今昔道具物語

「暮らし」に関する道具を実物展示します。現在との道具の比較クイズや実際に触れてみることで、昭和の暮らしを体感します。



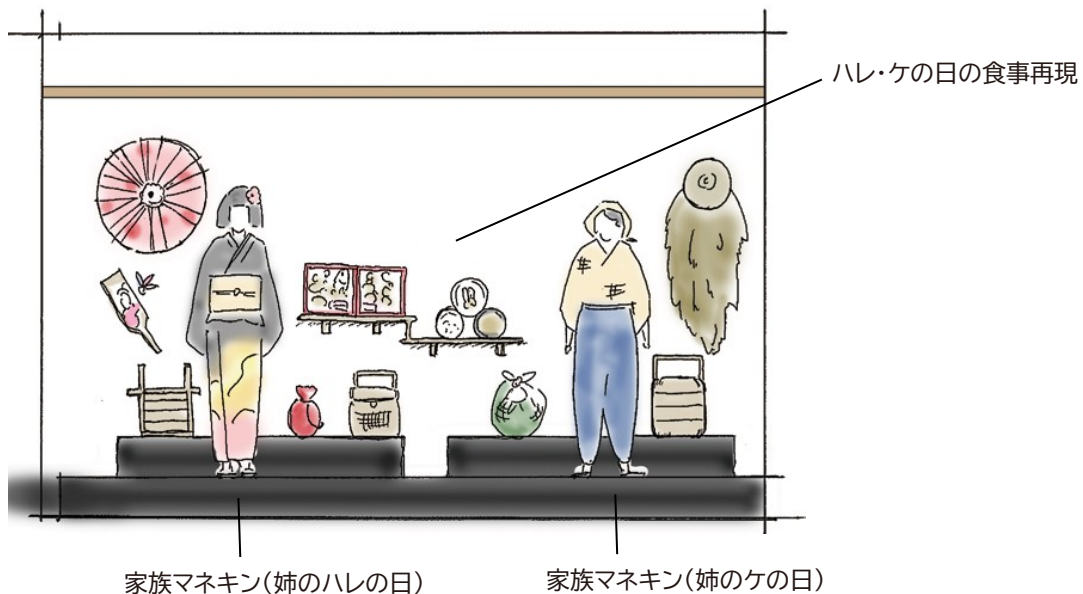
■③ 屋外

設置した自転車やポスト、けんけんぱや落書きが描かれた地面により屋外をイメージした展示空間とします。壁には覗き穴を覗くと町の言い伝えやこぼれ話などの物語が見える工夫があります。



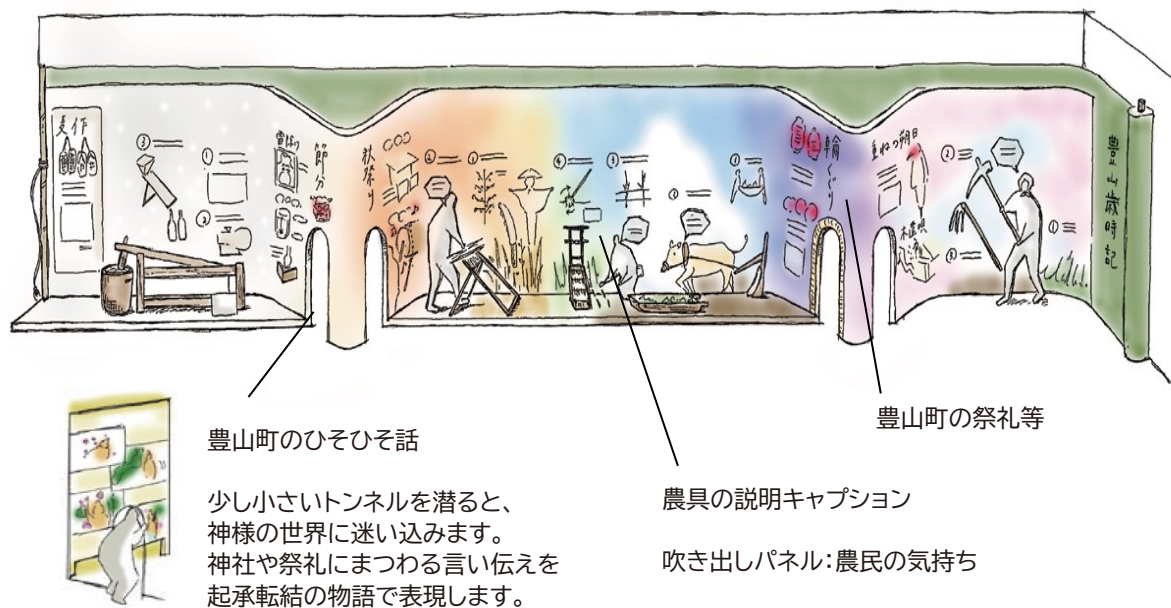
■④ 【衣】【食】「ハレとケ」

「ハレの日」と「ケの日」という日本人の伝統的な世界観から、「衣」と「食」の文化について展示します。「特別な日」と不断では実際に使うものが違っていたことを比較し、日々の生活をどのような心待ちで過ごしていたかを表現します。



■⑤ 豊山町歳時記

農業とともに生活があった頃の豊山町の一年を、絵巻風に壁一面で表現します。
機械化以前の農業の苦勞、共同作業による町民同士の連帯感を伝えるとともに、
豊山町ならではの祭礼と町民との関係性や物語を体感できる空間とします。



■⑥ 映像展示【音と映像による文化伝承】

現在の豊山町になるまでの変遷をはじめ、通史にトピックスを交えた映像展示です。
神楽・木遣などの有形・無形文化財も紹介します。

3 スケジュール

- 6月 契約（業者決定）
- 7月 基本設計開始
- 9月 実施設計開始
- 11月 製作期間（造作物、展示アイテム等）
- 令和4年 1月 工事開始
- 3月 工事完了
- 4月 リニューアルオープン

【議題（3）】令和4年度の総合型地域スポーツ・文化クラブの企画・運営について

1 趣旨

豊山町総合型地域スポーツ・文化クラブ規約第9条にて、社会教育審議会に企画・運営方法について諮ることとされている。

今回、来年度の総合型地域スポーツ・文化クラブのプログラム等について提案する。

2 令和3年度プログラムの検証

No.	プログラム	定員	申込数	対象	検証結果
1	幼児体操教室	35組	12組	2・3歳児と親	一定の申込数があるため継続
2	児童体操教室	30人	16人	小学1～3年生	一定の申込数があるため継続
3	ノルディックウォーク教室	15人	15人	中学生以上	申込者多数のため継続
4	ミニテニス教室	30人	中止	中学生以上	コロナにより実施できなかったため継続
5	子ども運動体操教室	50人	19人	小学生	一定の申込数があるため継続
6	長距離走教室	30人	23人	小学生以上	申込者多数のため継続
7	ミニソフトバレーボール教室	35組	募集中	小学生と親	—
8	ニュースポーツ教室	30人	募集中	小学校以上	—
9	チャレンジパラスポーツ教室	15人	募集中	小学生以上	—
10	スラックライン体験教室	30人	募集中	小学生以上	—
11 ～ 24	ふれあいひろば（全14種目） ①陶芸 ②昔のあそび ③茶道 ④バウンドテニス ⑤チュックボール ⑥ミニソフトバレー⑦あみもの ⑧三味線 ⑨将棋 ⑩銭太鼓 ⑪ソフトボール ⑫太鼓 ⑬ソフトテニス ⑭フラダンス	—	194人	小学生以上	—

3 課題

① 総合型地域スポーツ・文化クラブは、「いつでも、どこでも、**だれでも**」スポーツ・文化に親しみ、楽しみ、活動に参画することができるクラブを目指している。

現在、**障害者や4、5歳児向けのプログラムが未実施**であるため、新規プログラムの検討が必要である。

② 「ふれあいひろば」は総合型地域スポーツ・文化クラブのプログラムの一部として活動しているが、町内の社会教育施設である「志水ふれあいひろば」と混同することから、**名称の変更を検討**する。また新規プログラムも検討する。

（案）土曜わくわくくらぶ、土曜キッズクラブ 等

4 令和4年度の方針（案）

新たに4つのプログラムの追加を検討する。※チャレンジパラスポーツ教室は廃止
24プログラム→27プログラム

No.	プログラム	定員	対象
1	幼児体操教室	35組	2・3歳児と親
2	【新】（仮称）幼児体操教室	35組	4・5歳児と親
3	児童体操教室	30人	小学1～3年生
4	ノルディックウォーク教室	15人	中学生以上
5	ミニテニス教室	30人	中学生以上
6	子ども運動体操教室	50人	小学生
7	長距離走教室	30人	小学生以上
8	ミニソフトバレーボール教室	35組	小学生と親
9	ニュースポーツ教室	30人	小学校以上
10	【新】ユニバーサルスポーツ教室	30人	小学生以上
11	スラックライン体験教室	30人	小学生以上
12 ～ 27	【名称変更】 （仮称）土曜わくわくらぶ （旧ふれあいひろば）（全16種目） ①陶芸 ②昔のあそび ③茶道 ④バウンドテニス ⑤チェックボール ⑥ミニソフトバレー ⑦あみもの ⑧三味線 ⑨将棋 ⑩銭太鼓 ⑪ソフトボール ⑫太鼓 ⑬ソフトテニス ⑭フラダンス ⑮アレンジフラワー ⑯朗読劇	—	小学生以上

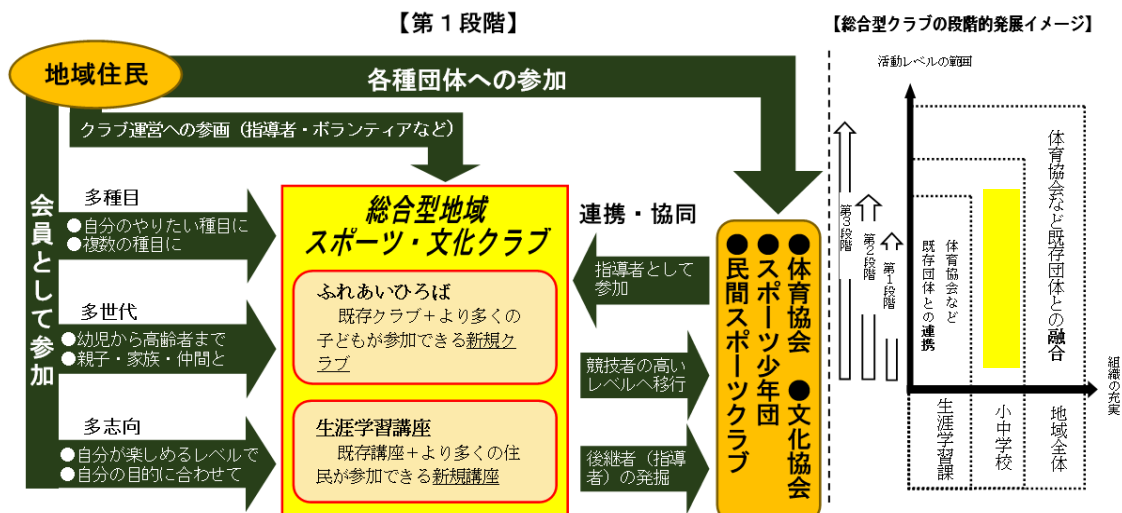
現在、4・5歳児向けのプログラムが未実施のため、新規プログラムを設定

障害者の方も参加できる新規プログラム（ポッチャなど）を設定

①わかりやすく、親しみやすい名称に変更
②2つの新規プログラムを設定

5 小中学校の部活動の受け皿としての役割

令和2年9月に文部科学省から、令和5年度以降、休日の部活動の地域移行を段階的に実施することが示された。「小中学校の部活動の受け皿」としての役割は、総合型地域スポーツ・文化クラブの設置目的の一つでもあるため、小中学校の部活動の地域移行に対応していく新規プログラムを企画する必要がある。



【議題（４）】社会教育センター所管施設の運用の見直しについて

1 目的

現在、社会教育センターや豊山グランドなどの各社会教育施設の予約については、より多くの町民の方が利用できるよう3か月前ないし1か月前から受付を行っている。

しかし、大規模なイベントでは数年前から実施計画を策定され、また、各種団体においても数か月前から大会等を企画し、あらかじめ会場の手配などが必要であることから、施設の予約受付時期の見直しが求められている。

このことから、本町の社会教育施設等の一層の利便性向上と、各種団体の活性化に寄与するため、主に**次の2つについて、施設の利用申し込み方法の見直し**を図る。

(1) 利用許可申請の受付期間の拡大

(2) 利用者の範囲の拡大

2 見直しの内容

(1) 利用許可申請の受付期間の拡大 対象施設：社会教育センター、スポーツ施設

【現行】

区分1	受付期間
・社会教育センター	3月前から前日まで インターネットは2月前から
・スポーツ施設 【伊勢山スポーツ広場、志水テニスコート、豊山グランド】	前月の第1水曜日から前日まで インターネットは前月10日から

【見直し案】

区分1	区分2	受付期間
・社会教育センター ・スポーツ施設 【伊勢山スポーツ広場、志水テニスコート、豊山グランド】	・全国規模又は愛知県の大会等 ・町又は町の機関及び官公署等が主催する行事 ・指定管理者が町の承認を得て行う行事 ・町長が特に必要があると認める行事	24月前の月の初日（平日） ※窓口のみ ※重複は抽選
	・文化又はスポーツの団体が主催する大会等 ・全日全館利用する行事（社教Cに限る） ・町民対象の行事で特に有益と認めるもの	12月前の月の初日（平日） ※窓口のみ ※重複は抽選
	・上記以外（通常）	6月前の月の初日（平日） ※窓口、インターネット ※重複は抽選

【参考】優先予約の事例 ※名古屋市公会堂（全館・大ホール）

区分	受付期間
・市又は市の機関及び官公署等が主催する行事 ・（公財）市文化振興事業団が主催する行事 ・指定管理者が市の承認を得て行う行事	25月前の月の初日（平日）から 13月前の月の末日 ※インターネット申請不可
・全国的な規模の行事 ・全日全館使用する行事 ・大ホールを全日2日以上連続使用する行事 ・外国アーティスト等で企画に長時間を要する行事 ・一般市民対象の行事で特に有益と認めるもの	24月前の月の初日（平日）から 13月前の月の末日 ※インターネット申請不可
・上記以外（通常）	12月前の月の初日（平日） ※インターネット申請不可

(2) 利用者の範囲の拡大 対象施設：スポーツ施設、学校開放（小・中学校）

【現行】

区分	在住要件	責任者	人数要件	団体登録
豊山グラウンド	全員が町内在住・在勤者	成人者	10人以上	必要
伊勢山スポーツ広場 志水テニスコート	全員が町内在住・在勤者	規定なし	なし	不要
学校開放（小・中学校）	全員が町内在住・在勤者	成人者	10人以上	必要

【見直し案】

区分	在住要件	責任者	人数要件	団体登録
豊山グラウンド	在住・在勤者 <u>以外も可</u>	成人者（ <u>在住・在勤者を問わない</u> ）	<u>在住・在勤1人以上</u>	不要
伊勢山スポーツ広場 志水テニスコート	在住・在勤者 <u>以外も可</u>	成人者（ <u>在住・在勤者を問わない</u> ）	<u>在住・在勤1人以上</u>	不要
学校開放（小・中学校）	在住・在勤者 <u>以外も可</u>	成人者（ <u>在住・在勤者を問わない</u> ）	<u>在住・在勤1人以上</u>	必要

(3) その他 ※申請手続きの明確化・簡素化を目的とした見直し

見直し内容	社教センター	スポーツ施設	学校開放	供用施設
団体登録証 有効期間の延長			1年→3年	
利用許可証を携帯する規定	新設	新設	新設	
使用料の減免別表の項目		社教Cと統一	社教Cと統一	
利用変更・取消申請手続き		新設	新設	
見直しに合わせた様式の変更	変更	変更	変更	変更
志水テニスコート 冬期		利用時間の明記		

3 実施時期

令和4年4月1日以降の申請受付から

4 改正が必要な規則

- ①豊山町社会教育センターの設置及び管理に関する条例施行規則
- ②豊山町スポーツ施設の設置及び管理に関する条例施行規則
- ③豊山町学校体育施設の開放に関する規則
- ④豊山町学習等供用施設の設置及び管理に関する条例施行規則

5 周知方法

広報とよやま、町公式ホームページ、館内掲示、各種団体への説明会等

6 スケジュール

令和3年	11月	教育委員会定例会に規則改正案を上程
	12月	新規則の施行
令和4年	1月～3月	見直し案の周知
	4月	見直し案による利用申請受付開始

【議題（５）】令和４年度以降の成人式の名称について

1 経緯・概要

民法の改正に伴い、令和４年４月から成人年齢が２０歳から１８歳に引き下げられる。このことを踏まえ、本町で行う「成人式」について、令和元年度第１回社会教育審議会（令和元年８月２２日開催）にて、下表のとおり方針を決定した。

今回は「成人式」に代わる２０歳の節目を祝う事業にふさわしい名称について検討するものである。

＜令和４年度以降の方針＞

1 豊山町における「成人式」の方針

- ① 成人年齢が１８歳になる令和４年度以降も、現行どおり２０歳を対象とした事業を継続する。
- ② 名称については、２０歳の節目を祝う事業にふさわしい事業名を今後検討していくものとする。（「２０歳の誓い」、「２０歳の集い」など）

2 ２０歳を対象に事業を継続する理由

- ① １８歳は大学進学や就職活動等を控えているため、本人やその家族にとっても負担が大きくなり、参加が困難になる可能性がある。そのため、参加者が大きく減ってしまうことも懸念される。
- ② １８歳を対象にした場合、令和４年度は１８歳、１９歳、２０歳の３年齢が同时对象者となり、合同開催や複数回の開催が想定されるが、会場の確保や準備において問題が生じる恐れがあり、現実的でない。
（１学年１５０名程度、社教センターホール３３６席）

＜参考＞ 民法（明治二十九年法律第八十九号）

【改正案】第四条 年齢十八歳をもって、成年とする。（令和４年４月１日施行）

2 名称の決定方法

令和３年度成人式の運営に携わる新成人代表者（１１人）と協議し、新名称案を数点選定し、令和４年２月開催予定の第２回社会教育審議会で新名称を決定する。

＜参考＞ 他自治体の状況

他自治体	現行名称	令和４年度以降の名称
刈谷市	かりや新成人の集い	かりや二十歳の集い
群馬県安中市	成人式	安中市二十歳の集い
大阪府高槻市	高槻市新成人のつどい	高槻市２０歳のつどい
滋賀県大津市	成人式	２０歳のつどい
栃木県大田原市	成人式	はたちの集い

※北名古屋市、清須市、小牧市、春日井市については現在検討中

3 スケジュール

令和３年１２月	新成人代表者による新名称案の選定
令和４年 ２月	第２回社会教育審議会で名称案を決定
令和４年 ４月	新名称公表

【報告（１）】社会教育センターの長寿命化計画に基づく改修事業 について（令和３年度）②

1 社会教育センター長寿命化計画の目的

豊山町社会教育センター（以下、センター）は供用開始から30年以上経過し、施設・設備ともに老朽化が進行している。

今後、センターとしての機能を維持していくにあたり、建物の耐久性向上や維持管理の容易性の向上、利用者の満足度向上などを達成するための効率的な改修を行い、建物の長寿命化及びライフサイクルコストの縮減、社会的な機能強化を図ることを目的としている。

2 令和３年度事業内容

■主な改修工事の内容

(1) トイレ・洗面所改修

洋便器の増加、内装・排水設備の改修を行うことで、快適性の向上し、衛生環境が改善される。トイレの洋便器割合は27%⇒80%以上となる。

(2) ホール改修

町制施行50周年記念事業に係る式典・事業にふさわしい会場とするため、ホール内の壁の塗替、観客席の椅子のクリーニング、舞台床の白木化を行う。

(3) バリアフリー改修

中央階段・南階段室の階段への手すり設置、南北出入口の自動ドアの交換、2階ホワイエのカーペット張替を行う。

3 改修工事の予定

実施月		7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
トイレ	1階 ロビー側トイレ(男・女・多目的)									
	1階 更衣室横トイレ(男・女)									
	2階・3階 トイレ(男・女・多目的)									
ホール	内装改修							クリーニング		
バリアフリー	中央階段 手すり増設									
	南側階段 手すり増設									
	南北玄関 自動ドア改修									
	ロビー 照明LED化									
	2階 ホワイエ・エレベーターホール 床改修									
	1階 廊下 床改修									
	2階 廊下 床改修									
3階 廊下、エレベーターホール 床改修										

【報告（２）】令和３年度社会教育委員研修会について

月 日	行事名	会 場
５月１７日（月）	愛知県社会教育委員連絡協議会東尾張支部総会・講演会	オンラインで実施
５月２８日（金）	愛知県公民館連合会東尾張支部総会	書面開催
６月 １日（火）	愛知県公民館連合会総会	オンラインで実施
６月 ３日（木）	愛知県社会教育委員連絡協議会総会・評議員会	オンラインで実施
９月２９日（水）	第１回豊山町社会教育審議会 ○全員	役場３階会議室４
１１月１１日（木）	愛知県社会教育委員連絡協議会東尾張支部研修会 ○６人程度 ※緊急事態宣言⇒オンラインで講演会を行う	清須市市民ホール
１月２１日（金）	愛知地域づくり推進大会 ○全員対象	刈谷市
２月２日（水）	愛知県公民館連合会東尾張支部研究発表会	【中止】

【その他（１）】生涯学習課の啓発活動について

①マスコミを活用した啓発

郷土資料室企画展



郷土資料室企画展を6月と8月に開催しました。
 第1回：なつかしの子ども時代展
 第2回：戦争の記憶展

R 3.8.20 中日新聞近郊版

社会教育センター幼児遊戯室のリニューアル



親子でより快適に過ごせる空間とするために、幼児遊戯室がリニューアルしました。

R 3.9.3 中日新聞近郊版

豊山関との交流事業



豊山ウインドオーケストラの設立



「豊山」の縁で応援ポスター
 町内児童らが豊山関に
 しし名町名が同じ漢字
 の縁で古屋敷所通じて
 が激励の思いを込めて作
 豊山との交流が続いてい
 る大相撲時津風部屋との豊山
 された。

豊山で音楽の楽しさを伝えたい
 豊山町初となる町民による吹奏楽団「豊山ウインドオーケストラ」が7日、発足した。合奏の魅力や音楽の楽しさを伝えようと町民有志が結成を呼び掛けた。こころ、年代も経歴もさまざまな二十七八人が集まった。町社会教育センターで初練習を兼ねた。北名古屋敷ウインドオーケストラ団員の山田英紀さん（28）「豊山町豊場」と新栄小学校副校長の小出孝之さん（40）が中心となり七月に団員を募集。中学生がら七十代までのメンバーが集まった。経験者がほとんどだがブランクのある人が多く、「何十年と楽器に触っていないなんて、こまに出そうかと思っていた」という人も。一方で音大卒業後に楽団に入っていた女性や、中学や高校で吹奏楽を指導する男性もおり多岐だ。山田さんが団長に、小出さんが指導監督者に就いた。山田さんは設立趣意で「団員のレベルや年齢は幅広いが、情熱は素晴らしいものがある。地域の皆さんに音楽の楽しさ、魅力を届けた」と話した。

届いたのは、縦一辺、横一・五辺の紙に「めざせ横一」と大きく記されたポスター。豊山、新栄、志木小の二一三年生約五十人が、カラフルな色を自分の手形を押し、手形の中に自分の名前や「豊山町に遊びに来てね」「いつか一緒に」などと書いたメッセージを書き込んだ。豊山町は今年が町制施行五十周年。北川教育長は「来年は豊山町にとって記念の年。ぜひ次の名古屋敷所では優勝」と激励。豊山関もメッセージを助めるように相手を取らると笑顔で返した。（田内建）

ウインドオーケストラ、練習開始
 初練習を取り組むウインドオーケストラの団員たち。豊山町社会教育センターで。

R 3.7.20 中日新聞近郊版

R 3.8.8 中日新聞近郊版

町内小学校の児童が豊山関への応援メッセージと手形入りのポスターを作成し、豊山関に届けました。

町民による吹奏楽団「豊山ウインドオーケストラ」が8月7日に発足しました。

②その他媒体による啓発

【例1】生涯学習情報誌



4月と9月の年2回発行。
各保育園・小中学校の全児童生徒に配布する他、公共施設や商業施設等に約3,200部配布しています。

【例2】ホームページ



生涯学習課の最新情報を随時更新しています。「豊山町生涯学習係の事業」で検索するか、右のQRコードをスマホで読み取りください。



【例3】ポスター



生涯学習課で独自に作成したポスターを社会教育センター、供用施設、役場、保健センター等に掲示しています。

【例4】SNS (Twitter、Facebook)



Twitter



Facebook

生涯学習課事業に関する情報を町公式のTwitterやFacebookにおいて発信しています。

豊山町社会教育委員名簿（令和3年度）

◎：会長 ○：副会長

	氏名	選出区分（所属等）
◎	堀田 裕子	学識経験者（愛知学泉大学）
	千田 秀樹	学校教育関係者（学校代表校長）
	安藤 定雄	社会教育関係者（文化協会推薦）
	鈴木 二郎	社会教育関係者（学校体育施設開放管理指導員）
	長谷川 幹子	社会教育関係者（読書指導者）
	橋本 節子	社会教育関係者（体育協会推薦）
○	鈴木 育生	家庭教育関係者（子ども会連絡協議会推薦）
	伊藤 章代	家庭教育関係者（民生児童委員協議会推薦）
	永末 猛	家庭教育関係者（スポーツ少年団推薦）
	小出 雅子	家庭教育関係者（更生保護女性会推薦）

- <任期> 令和2年4月1日～令和4年3月31日
 <設置根拠> 社会教育法（昭和24年法律第207号）第15条
 豊山町社会教育委員設置条例
 豊山町社会教育審議会規則

社会教育法（抜粋）

昭和24年6月10日
法律第207号

（社会教育委員の設置）

第十五条 都道府県及び市町村に社会教育委員を置くことができる。

2 社会教育委員は、教育委員会が委嘱する。

（社会教育委員の職務）

第十七条 社会教育委員は、社会教育に関し教育委員会に助言するため、次の職務を行う。

一 社会教育に関する諸計画を立案すること。

二 定時又は臨時に会議を開き、教育委員会の諮問に応じ、これに対して、意見を述べること。

三 前二号の職務を行うために必要な研究調査を行うこと。

2 社会教育委員は、教育委員会の会議に出席して社会教育に関し意見を述べることができる。

3 市町村の社会教育委員は、当該市町村の教育委員会から委嘱を受けた青少年教育に関する特定の事項について、社会教育関係団体、社会教育指導者その他関係者に対し、助言と指導を与えることができる。

豊山町社会教育委員設置条例

昭和57年4月1日
条例第17号

（趣旨）

第1条 この条例は、社会教育法（昭和24年法律第207号。以下「法」という。）第15条及び第18条の規定に基づき、社会教育委員の設置、定数、任期その他必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第2条 豊山町に社会教育委員（以下「委員」という。）を置く。

（組織）

第3条 委員の定数は、15人以内とする。

2 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験を有する者のうちから、教育委員会が委嘱し、又は任命する。

（委員の任期）

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員を生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員の解嘱）

第5条 教育委員会は、特別の事情があると認めるときは、委員の任期中でもこれを解嘱することができる。

（委任）

第6条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年3月31日条例第17号）

（施行期日）

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に豊山町社会教育委員の委員である者の任期は、その者が委員に委嘱された日から起算して2年とする。

附 則（平成16年3月31日条例第3号）

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月25日条例第6号）

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

豊山町社会教育審議会規則

平成16年3月31日
教委規則第6号

(組織)

第1条 豊山町社会教育委員（以下「委員」という。）は、社会教育法（昭和24年法律第207号）第17条第1項の職務を遂行するため、豊山町社会教育審議会（以下「審議会」という。）を組織する。

(職務)

第2条 審議会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 成人教育に関すること。
- (2) 青少年教育に関すること。
- (3) 家庭教育に関すること。
- (4) 社会教育関係団体の振興に関すること。
- (5) 社会教育施設（スポーツ施設を含む。）の設置及び運営に関すること。
- (6) 地方文化の振興に関すること。
- (7) 豊山町教育委員会（以下「教育委員会」という。）から委嘱を受けた青少年問題、健全育成に関する特定事項における社会教育関係団体、社会教育指導者その他関係者に対する助言と指導に関すること。

2 前項に規定する事項のほか、次に掲げる社会教育の振興に関する事項において、教育委員会の諮問に応じ、調査審議及びこれに対する意見を述べるものとする。

- (1) 豊山町社会教育センターにおける各種事業の企画実施に関すること。
- (2) 豊山町社会教育センター図書室の行う図書室奉仕に関すること。
- (3) 豊山町視聴覚ライブラリーの事業に関すること。
- (4) 豊山町立小中学校施設の開放に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、社会教育の振興に関すること。

(会長及び副会長)

第3条 審議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選による。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 審議会は、会長がこれを招集し、会長は、その議長となる。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門部会の設置)

第5条 審議会に専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会に属すべき委員は、会長の指名によって定める。
- 3 専門部会に部会長を置き、専門部会の委員のうちから互選によってこれを定める。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

(委任)

第7条 この規則の定めるもののほか、審議会の運営に関して必要な事項は会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月26日教委規則第3号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月31日教委規則第7号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

豊山町総合型地域スポーツ・文化クラブ規約

令和3年4月1日

(名称)

第1条 本団体は、豊山町総合型地域スポーツ・文化クラブと称する。

(事務所)

第2条 本団体の事務所を豊山町教育委員会事務局に置く。

(目的)

第3条 本団体は、豊山町におけるスポーツ、文化活動の振興を図り、子どもから高齢者までスポーツ及び文化活動をより楽しめる環境を提案し、多世代にわたるコミュニケーションの確立と、地域の人々の健康、体力増進に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本団体は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) スポーツ振興に関する事業
- (2) 文化振興に関する事業
- (3) 「ふれあいひろば」に関する事業
- (4) その他団体の目的達成のために必要な事業

(事業年度)

第5条 本団体の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(参加者)

第6条 本団体の参加者は、原則として豊山町に在住又は在勤している者とする。

(参加手続き)

第7条 本団体に参加を希望する者は、所定の手続きに従い申し込むものとする。

(参加費の納入)

第8条 参加者は事業ごとに定める参加費を納入するものとする。その額は豊山町教育委員会事務局において別に定める。

(組織)

第9条 本団体の事業及び企画・運営等の基本的事項は豊山町社会教育審議会に諮るものとする。

(細則)

第10条 本規約に定めない事項及び運営上必要な事項は、豊山町教育委員会事務局によって定めるものとする。

附則

この規約は、令和3年4月1日から施行する。

【参考】豊山町生涯学習推進審議会条例

平成16年3月31日

条例第2号

(設置)

第1条 豊山町生涯学習のまちづくり基本構想・基本計画（以下「基本構想等」という。）に基づく、生涯学習の推進に係る施策について審議し、又はこれらの事項について町長に建議するため、豊山町生涯学習推進審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(任務)

第2条 審議会は、町長の諮問に応じ、次に掲げる事項に関して調査審議をする。

- (1) 基本構想等に基づく実施計画及び施策の策定並びにその変更に関する事項
- (2) 基本構想等に基づく実施計画の進捗状況の点検に関する事項
- (3) 生涯学習ボランティアの推進に関する事項
- (4) その他生涯学習推進施策に関する事項

(組織)

第3条 審議会は、委員12人以内で組織する。

(構成)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 教育関係者
- (3) 関係町民団体の代表者
- (4) 生涯学習ボランティアの代表者
- (5) 一般公募により選出された者

(任期)

第5条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第6条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 審議会は、会長がこれを招集し、会長は、その議長となる。

2 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(専門部会)

第8条 審議会に専門部会を置くことができる。

2 専門部会に属すべき委員は、会長の指名によって定める。

3 専門部会に部会長を置き、専門部会の委員のうちから互選によってこれを定める。

(関係者の出席)

第9条 審議会は、必要があるときは、関係者の出席を求めて意見を聴くことができる。

(庶務)

第10条 審議会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

(委任)

第11条 この条例の定めるもののほか、審議会の運営に関して必要な事項は、町長が規則で定める。

附 則

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月29日条例第3号）

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成26年12月16日条例第27号）